第5章 計画の推進にむけて

第 | 項 特色ある福祉施策の推進

本計画を推進していくためにまず大切なことは、障がいについて市民一人ひとりが理解を深め、人を思いやる心によって自然に行動できるような意識を醸成することです。

この計画の中で方向性を示した施策について、実行していくことが重要であり、利用者本位の 地域生活支援サービスを充実させていくことを目指していきます。

このことに関して、アンケート、市内の障がい者福祉サービス事業所の利用者とその保護者へのヒアリング調査、障がい団体の懇談会等の意見をもとに、ライフステージに寄り添う「発達障がい支援」「就労支援」「居住支援」施策を推進することを、特色ある福祉施策の柱として位置づけ、実施に努めます。



第2項 計画の推進体制

障がい福祉施策は、保健福祉部が中心となり、庁内関係各課、関係団体、関係機関と連携を図りつつ、市民との協働により総合的に取り組んでいきます。

地域のニーズを施策検討の場に結びつける段階では、特に相談支援事業との連携が必要となります。

相談支援事業では、目の前にある課題に対応するための個別支援会議等を開催しています。それら個別支援会議から出された課題を、地域の共通課題として整理し、栃木市障がい者等自立支援協議会において、支援体制に関する課題・情報の共有化、地域の実情に応じた支援体制の整備、地域の関係者・関係機関の連携の緊密化等、障がい者への支援体制の整備を図ります。

さらに、栃木市社会福祉施策推進委員会において、本計画の進捗管理や評価及び課題事項の検 討等を行います。

第3項 社会資源の調整

不足する福祉サービスを提供するための社会資源の整備については、栃木市障害者施設協議会や既存の市内事業所、法人と協議を行いながら進めます。

第4項 計画の見直し

障がい者計画の次期計画については、本計画の実績を踏まえ、令和II年度に策定します。また、計画期間については、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間と整合を図ります。ただし、計画期間中に、本市や障がい者を取り巻く社会情勢の変化等により、計画見直しの必要が生じた場合には、障がい者のニーズに合わせた障がい福祉施策を推進するため、計画の見直しを行うものとします。